

センターを合わせて1568件の相談があった。

Q 地域包括支援センターの増設についての考えは。

A 高齢者福祉課長 権利の擁護のような非常に重い相談も増えている。今後、生活圏域の見直しも含め、地域包括支援センターの増設を検討していく。

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

Q 子ども・子育て支援法の制定等に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものである。

非常災害時の訓練回数は、何回必要か。

A こども支援課主席主幹 非常災害時の訓練は、消防防災訓練、不審者訓練等も含めて月1回程度を想定している。

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の賦課限度額の引き上げ等を行うものである。

Q 社会的背景を踏まえた賦課限度額の引き上げの理由は。

A 保険年金課長 高所得者により多くの負担を求め、中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能となるためである。

鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例について

企業立地の促進、市民の雇用機会の拡大及び定住の促進を図るものである。

Q 農業大学校跡地だけでなく市内全域を条例の対象とした理由は。

A 企業立地推進室長 安定的に継続した雇用機会をもたらしてくれる企業立地促進と広く定住の促進を図るためである。

公の施設の指定管理者の指定について

老人福祉センター「逆木荘」の指定管理者の指定をするものである。

Q シルバー人材センターの経営状況はどうか。

A 高齢者福祉課長 本年度末の決算見込みでは、プラス・マイナス収支ゼロになる見込みと聞いている。

鶴ヶ島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険の被保険者に係る出産育児一時金の額を引き上げるものである。

Q 出産育児一時金の額を引き上げる理由は。

A 保険年金課長 産科医療制度の見直しに合わせるものである。



一般会計

平成26年度の一般会計補正予算(第5号)と国民健康保険特別会計補正予算(第1号)が可決されました。

市内公共交通運行事業(つるバス・つるワゴン)

Q つるバス・つるワゴンの今後の運行見直しは。

A 総務人権推進課長 現有のつるバス・つるワゴンの台数でどこまで運行本数の見直しができるかを検討している。また、台数を増やすのであれば、財政面も含めて検討をしたい。

Q 初めて利用する人でも分かりやすいような工夫を行っているか。

A 総務人権推進課長 ホームページでは、時刻表の掲載だけでなく、乗り換えを案内する外部検索サイトへのリンクも行っている。また、自分が乗る路線の時刻表を作成するマイ時刻表といったサービスも行っている。

後期高齢者人間ドック等助成事業

Q 本市の補助金の金額と近隣市との金額の比較は。

A 保険年金課長 人間ドックまたは脳ドックの検査料について、上限を2万円に補助を行っている。金額は市により異なるが、坂戸市とは、医師会が同じであることから同額である。



がん予防対策事業

Q がん検診の受診者を増やすための方策は。

A 保健センター所長 自己負担金の減免、特定の年齢の方へ無料がんと検診の案内送付、特定健康診査等との同時受診を可能とすること、集団検診と個別検診の選択制など、様々な策を講じている。また、検診のスケジュールも時期の偏りがないようにしていきたい。

人件費・職員数

Q 当初の予定より職員の残業時間が増えた理由は。

A 人事課長 理由としては、基幹システムの入替えに伴う事務の増加がある。また、ふるさと納税が当初の予定を大幅に上回ったことでの処理業務の増加もある。

ほかにも、総合計画策定業務や当初予算編成業務、生活保護の増加に伴う業務の増加等、様々な理由が挙げられる。

生活困窮者自立相談支援センター運営事業

Q 事業委託までのスケジュールと職員配置は。

A 福祉政策課長 補正予算の議決後に鶴ヶ島市社会福祉協議会と業務の委託契約を結ぶ予定である。相談支援員2人、就労支援員1人、家計支援計画の策定やそれに基づいた各種支援機関との連絡調整を行う家計相談支援員1人の計4人の職員配置で、4月1日からの業務開始を予定している。

特別会計

国民健康保険特別会計補正予算

Q 特定健康診査の受診者が増加した理由は。

A 保健センター所長 未受診者への個別の勧奨通知の送付や、「つるゴンハンドタオル」を進呈するキャンペーンを行ったことが理由と考えている。